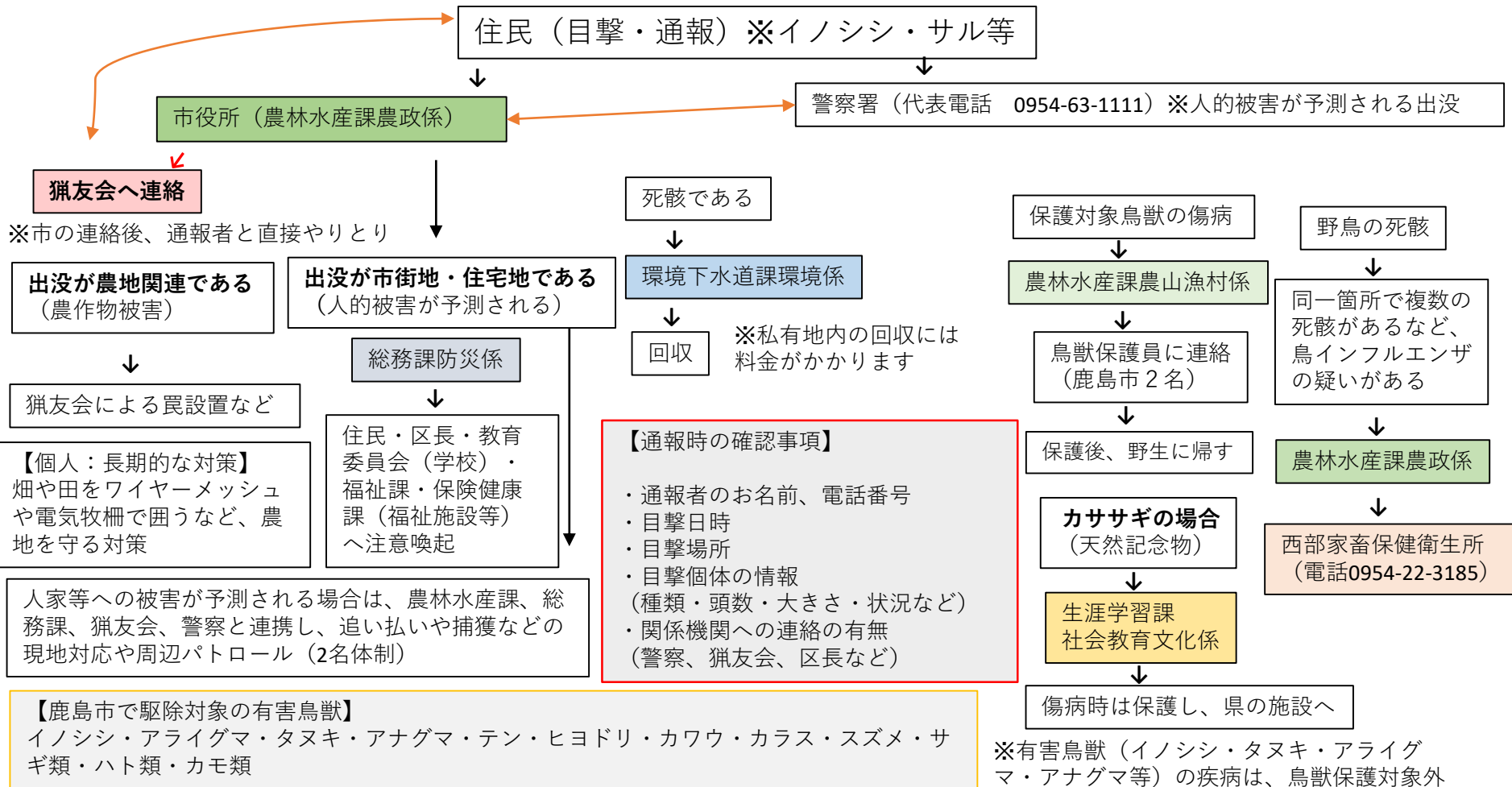




・野生の鳥獣の捕獲は、法律で禁止されています。有害鳥獣（イノシシ、アライグマ等）であっても、行政の許可を得た方（猟友会等の捕獲従事者）で、駆除対象となっている有害鳥獣しか捕獲できません。

・傷病の鳥獣でも、野生の生き物は自然回復力があり、生死も自然界の生態系の一環です。なるべく手を出さずに見守りましょう。

・単体での野鳥の死亡は、自然死の可能性が高いため、ただちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。しかし、野鳥などは鳥インフルエンザ以外にも様々な菌等を保有している恐れがあったり、人が保護することでかえって衰弱したり、野生に帰ることができなくなったりしますので注意しましょう。

・有害鳥獣の出没の際は、状況を確認し、山林等への追い払いや見回り、罠の設置などの対応を検討します。

・私有地内でのハチの巣駆除や、鳥被害、屋根裏・床下への動物の入り込みなどは、個人対応での追い払い、もしくは直接専門業者へ駆除依頼をしていただくことになります。